

板橋区居住支援協議会

【根拠法】 <住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条>

構成員と今後の展開(イメージ)

<地域団体、専門家等>

- ・学識経験者
- ・板橋区町会連合会
- ・板橋区民生・児童委員協議会
- ・居住支援に取り組むNPO など

<板橋区ほか公的機関等>

- ・板橋区(住宅、福祉関連部署)
- ・板橋区社会福祉協議会
- ・東京都住宅供給公社
- ・東京都防災・建築まちづくりセンター など

連携

連携

<不動産関連団体>

- ・東京都宅地建物取引業協会第九ブロック
- ・全日本不動産協会東京都本部城北支部
- ・日本地主家主協会 など

連携

総会

実務者会議

(高齢者、障がい者など)

協議会で検討する内容のイメージ

情報提供、見守り、家賃債務保証など既存事業の連携強化、活性化

貸す側、借りる側の実態・意向の把握



空き家を活用した居住支援事業の検討

保証人、緊急連絡先の確保などの入居時支援

孤立死を防止するネットワーク強化などの入居後支援

etc..

各構成員が今まで以上に協働し連携することで、きめ細かなサービスの実現を図り「安心して住み続けられる住環境の構築」を目指す。